

弥彦村奨学生の選考基準について

弥彦村奨学生は、下記の基準を基に選考します。

【 収入の選考基準 】

本人（奨学生）の父母（又はこれに代わって家計を支えている者）の前年中1年間の認定所得金額が下表「1 所得基準額」以下であること。

認定所得額の算出は、「2 所得額の計算」により収入がある個人ごとに算出した後、父母を合算した金額から別表の特別控除額を控除した金額をいいます。

1 所得基準額

区 分	所得基準額
世帯人員	2 人 282 万円
	3 人 328 万円
	4 人 355 万円
	5 人 382 万円
	6 人 402 万円
	7 人 422 万円

備考：世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに20万円を世帯人員7人の収入基準額に加算する。

下記により算出された所得額の合計額が所得基準額以下である必要があります

2 所得額の計算 ※個人ごとに計算します

(1) 給与所得の場合

年間総収入金額	所得額の算出式
329万円以下の場合	0円
330万円以上400万円以下の場合	収入金額×0.8－263万円
401万円以上878万円以下の場合	収入金額×0.7－223万円
879万円以上の場合	収入金額－486万円

(注1) 1万円未満は切り捨て

(注2) 同一人で2か所以上からの収入があり、いずれも給与収入の場合は、収入額を合算した後、上記計算式により個人ごとに算出します。

(2) 給与所得以外の場合

収入金額（または売上額）から必要経費を差し引いた金額を記入する。

(注) 1万円未満は切り捨て

裏面の計算例を参照してください

【 所得額計算例 】 ※個人ごとに計算してください。

① 給与所得者の場合

年間総収入 a 万円 (1万円未満切り捨て。所得証明書または源泉徴収票の「給与収入」)

a が 329 万円以下の場合	<input type="text" value="0"/> 万円
a が 330 万円以上 400 万円以下の場合	$a \times 0.8 - 263$ 万円	<input type="text"/> 万円
a が 401 万円以上 878 万円以下の場合	$a \times 0.7 - 223$ 万円	<input type="text"/> 万円
a が 879 万円以上の場合	$a - 486$ 万円	<input type="text"/> 万円

② 自営業者の場合

確定申告書または市町村民税申告書に記載の所得額 万円

③ その他の所得の場合

確定申告書または市町村民税申告書に記載の所得額 万円

④ 上記①～③の所得が複数ある場合

● 給与所得分

年間総収入 a 万円 (1万円未満切り捨て。所得証明書または源泉徴収票の「給与収入」)

a が 329 万円以下の場合	<input type="text" value="0"/> 万円
a が 330 万円以上 400 万円以下の場合	$a \times 0.8 - 263$ 万円	<input type="text"/> 万円
a が 401 万円以上 878 万円以下の場合	$a \times 0.7 - 223$ 万円	<input type="text"/> 万円
a が 879 万円以上の場合	$a - 486$ 万円	<input type="text"/> 万円

給与所得 万円 A

● 営業所得およびその他所得

確定申告書または市町村民税申告書に記載の所得額 万円 B

保護者の所得額 (A+B) 万円 C

特別控除額 (別表) 万円 D

認定所得金額 (C-D) 万円

別表 特別控除額表

区分	特別の事情	特別控除額				
就学者 区分 控除	就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人あたり) ※本人を含む ※予備校、各種学校、防衛大学校、海上保安大学校、職業訓練校、専修学校一般課程等は対象外	小学校		8万円		
		中学校		16万円		
				自宅通学	自宅外通学	
		高等学校	国・公立	28万円	47万円	
			私立	41万円	60万円	
		高等専門学校	国・公立	36万円	55万円	
			私立	60万円	80万円	
		大学	国・公立	59万円	102万円	
			私立	101万円	144万円	
		専修学校	高等課程	国・公立	17万円	27万円
私立	37万円			46万円		
専門課程	国・公立		22万円	62万円		
私立	72万円	112万円				
その他 の 控除	ア 母子・父子世帯	49万円				
	イ 障害のある人のいる世帯	障害のある人1人につき 86万円 ※証明書類必要(障害者手帳の写しなど)				
	ウ 長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額。 診療代、治療代、医薬品代等に限り、 <u>食費等は対象としない。</u> ※証明書類必要(直近3か月分の領収書の写しなど)				
	エ 主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額(71万円を限度とする)。 住居費、光熱水道費等に限り、 <u>交通費・食費等は対象としない。</u> ※証明書類必要(直近3か月分の領収書の写しなど)				
	オ 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材あるいは、生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額。 ※証明書類必要(被害を受けたことを証明する書類、支出増又は収入減の金額が分かる書類)				

※該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、それらの控除額をあわせて控除することができる。